

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により権原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十四年十二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール権原

所在地 権原市曲川町七丁目四四三一ほか

二 権原市から聴取した意見の概要

教育関係

(一) 当該区域は、幼稚園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒の通学圏並びに生活圏であるため、物資搬入等においては警備員を配置する等、登下校を含めた安全に対して万全の配慮をすること。

(登校及び登園時間) 午前七時三十分から午前八時五十分まで

(下校及び降園時間) 午後一時三十分から午後四時三十分まで

(二) 特に休日夜間等に、青少年等の「たまり場」にならないよう留意し、青少年の健全育成に協力すること。

(三) 今後、周辺幼稚園、小中学校、PTA等より何らかの意見、要望等が出てきた場合には、現時点において予測できる問題であるか否かにかかわらず、その都度誠意をもって話し合い、善処すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十四年十二月七日から平成二十五年一月七日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで